

令和元年度 足立区地域自立支援協議会 第3回はたらく部会 次第

令和元年10月8日（火）午後3時00分から
障がい福祉センター 研修室2

1 開 会

障がい福祉センター所長挨拶

2 議 事

(1) 部会長挨拶

(2) 協議

- ・ はたらく部会における意見表明の整理（第1回検討振り返り）
- ・ 企業や勤労者の好事例の継続的な集積と表彰等の仕組みの検討
- ・ 部会の今後の方向性について

資料1 第1回の検討事項を踏まえたさらなる検討について

資料2 東京都の動向及び企業表彰等の実践例

- ① 都民の就労を応援する条例（仮称）の基本的な考え方
- ② エクセレントカンパニー取組事例集
- ③ 全重協障害者活躍企業の認証

資料3 区の動向 「元気な職場づくり応援事業」

3 事務連絡

(1) 今後の開催日程について

第4回 11月21日（木）

※ 時 間：午後3時～5時 場所：障がい福祉センター

(2) その他

**2019 年度 足立区地域自立支援協議会 第3回 はたらく部会
-第1回の検討事項を踏まえたさらなる検討について-**

<第1回 7月23日>

「障がいのある人のはたらく」に関連する、よい働き方、良い企業、よい支援について検討した。

(1) よい働き方とは？

① その人らしい働き方の実現

- ・多様な働き方、時間の長短、テレワーク、在宅ワーク、本人の希望に沿った職場開拓

キーワード：「ディーセントワーク」「ワークライフバランス」「ダイバーシティ」

② 働くことを通して得られる価値の獲得

- ・働くことでの自己実現、必要とされる仕事、キャリアアップできる

キーワード：「承認」「成長欲求の充足」「自己肯定感」

③ 共に理解しあえる環境

- ・企業全体の理解浸透、自分のことを伝えるための創意工夫、相談できる環境（風土づくり）

キーワード：「インクルージョン」「共生」

(2) よい企業とは？

① 障がい者雇用の進め方について

人事と現場担当者との乖離がない、雇用ビジネスやエージェント任せにしていない（自社の取り組みとして推奨している）、求職者層の実情に合わせた柔軟な対応

② 職場環境（職種や風土）について

ワークライフバランスの認定、社員が明るく笑顔（第一印象が良い）、障がい者雇用の担当者自らがキャリアアップの意識を持って熱心に取り組んでいる、障がいのある就労者がステップアップできるような人事考課がある

③ 合理的配慮について

就労者に合わせて職場のカスタマイズの決断ができる（机の高さ、介助者など）、就労者に合わせる姿勢や受容・柔軟さがある

(3) よい支援とは？

① 本人・家族支援の視点

本人の意向を尊重し寄り添った支援ができる、就労後のフォローアップができる、信頼関係が構築できる、障がいを理解できる、通勤の支援ができる

② 企業支援の視点

企業に必要な生きた情報（好事例など）を提供できる、仕事の切り出しを提案できる、職場アセスメントができ言語化できる、企業担当者との信頼関係（パートナーシップ）が構築できる

③ 連携の視点

関係機関との連携を作りだせる、本人・企業・家族・支援者の役割についてバランスを整えられる
＝依存的になりすぎずそれが自立、地域で継続して支援できる体制が構築できる

〈第3回の検討内容〉

第1回で検討した内容を踏まえ、以下のテーマについて資料を参考にしながらさらなる検討を行う

(1) はたらく部会意見表明の整理

(2) 企業や勤労者の好事例の継続的な集積と表彰等の仕組みの検討

資料2→

資料3→

-今後の方針性-

第4回(11月21日)

(1) 第3回のふりかえりとまとめ「好事例」、「サロン等」の共有内容をもとに、「地域の特色を活かした取り組み提案」の具体化を検討する。

*資料 余暇資源の可視化情報→マッピングに向けて

(2) 本会議報告に向けた検討、協議。来年度の自立支援協議会に向けての意見交換。

都民の就労を応援する条例(仮称) の基本的な考え方

令和元年8月
産業労働局

-
- 東京都では、都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方方に立った就労支援を推進するために、就労を希望する全ての都民の就労を応援する条例の制定に向けた検討を行っています。
 - 検討にあたっては、有識者会議を設置し、就労支援のあり方について、専門的見地から議論してきました。

※有識者会議資料は、東京都産業労働局ホームページをご参照ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/plan/koyou/syuuroukaigi/>

- 今回、条例の基本的な考え方を取りまとめましたので、以下にお示します。

〈目 次〉

- 1 策定の趣旨
- 2 特色
- 3 目的・定義・理念
- 4 各主体の役割
- 5 就労の支援
- 6 ソーシャルファーム
- 7 その他

1 策定の趣旨

(ダイバーシティ、共生社会)

- 誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」を実現し、お互いの個性を尊重し、互いに認め合う共生社会を目指す。

(ソーシャル・インクルージョン)

- 就労に困難があると認められる方への支援は、都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に基づき実施することが必要である。

(ソーシャルファーム)

- 海外の「ソーシャルファーム」と呼ばれる社会的企業では、一般企業と同等の経済活動を行いながら、就労に困難があると認められる方が、その実情等に配慮したサポートを受け、他の従業員と共に働いており、こうした好事例も取り入れながら、都の施策を展開する。

(SDGs、その他)

- 就労を希望する全ての都民が、誰一人取り残されることなく、誇りと自信を持って輝く社会を目指す。

2 特色

- この条例は、就労を希望する全ての都民への就労の支援について、東京都をはじめ、関係者の役割を明らかにし、都の就労の支援に関する施策を一層推進し、都民それぞれの個性と能力に応じた就労の実現を図ることを目的としています。
- この目的を達成するため、「条例の基本的な考え方」は以下の4つを柱として構成しています。



**「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に基づき
就労を希望する全ての都民を支援**



**「ソーシャルファーム」の創設や活動への
支援を規定**



**「ソーシャルファーム」に係る認証や支援策等を示した
指針等の作成を都に義務付け**



**就労に困難があると認められる方の実情等に配慮
した支援を都の責務として規定**

3 目的・定義・理念

【目的】

- 就労を希望する全ての都民への就労の支援(以下「就労の支援」という。)について、基本理念を定め、東京都(以下「都」という。)の責務、事業者、都民、区市町村の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定める。
- 就労の支援に関する施策を総合的に推進し、都民それぞれの個性と能力に応じた就労の実現を図る。

【定義】

- 必要な用語について定義する。

【基本理念】

- 就労の支援は、都民一人一人が等しく尊重され、その個性と能力に応じた就労を実現し、もって社会を構成する一員として誇りと自信を持って活躍することを旨として実施する。
- 就労の支援は、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方方に立って実施する。

4 各主体の役割①

【都】

- 国、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、就労の支援に関する施策を総合的に推進する。
- 関係行政機関と協力し、就労の支援に関する施策を推進するために必要な体制を整備する。

【事業者】

- 事業者は、従業員の雇用及びその継続のための職場環境の整備に努めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める。

4 各主体の役割②

【都民】

- 都民は、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方等について理解を深めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める。
- 就労を希望する都民は、就労に向けて自ら進んで取り組むよう努める。

【区市町村】

- 区市町村は、地域の特性等に応じた就労の支援に努めるとともに、都が実施する就労の支援に関する施策に協力するよう努める。

5 就労の支援

【都民への支援】

- 都は、就労を希望する全ての都民に向けて、「就労に関する情報提供・相談」、「職業能力の開発」、「職場体験や就職面接の機会等の提供」、「職場定着への支援」を就労促進のための支援策として実施する。
- 都は、就労に困難があると認められる者に対して、その実情等に配慮した支援を実施する。
 - 就労に困難があると認められる者に向けて、様々な事情から能力開発・スキルアップの機会に恵まれていないなどの実情に配慮した支援を実施することを規定します。

【事業者への支援】

- 都は、事業者に対して、「従業員の雇用及びその継続に関する情報提供・相談」、「従業員が働きやすい職場環境の整備の支援」、「事業者が実施する従業員の職業能力開発の支援」を就労促進のための支援策として実施する。
- 都は、事業者が実施する就労に困難があると認められる者に対するその実情等に配慮した雇用及びその継続を支援する。
- 都は、就労に困難があると認められる者の多様な就労の実現を図るため、就労を支援する事業所等の創設及び活動を促進する。

- 雇用の継続には、病気や介護により就労困難になった場合なども含みます。

6 ソーシャルファーム

【ソーシャルファームの創設や活動の促進】

- 前記に定める就労支援のほか、都は、事業者による自律的な経済活動の下、就労に困難があると認められる者の就労と自立を促進する。
 - 都は、次の事項を全て満たす社会的企業(以下、「ソーシャルファーム」という。)の創設及び活動の促進を通じて、就労支援を効果的に実施する。
 - ・事業からの収入を主たる財源として運営していること。
 - ・就労に困難があると認められる者を相当数雇用していること。
 - ・就労に困難があると認められる者が、実情等に配慮した支援を受けながら、他の従業員と共に働いていること。
 - 都は、ソーシャルファームの創設及び事業活動を支援するため、支援対象となるものの認証を行う。
 - 都は、上記の支援にあたり、支援策等をとりまとめた指針等を策定する。ソーシャルファームを認証する基準は、同指針等の中で定める。
- 「ソーシャルファーム」がどのようなものか概括的に示すとともに、具体的な支援策や支援対象は、条例制定後に策定する指針等において示すこととしています。

7 その他

【計画の策定】

- 都は、就労促進に関する施策を推進するため、計画を策定する。

【施策の検証】

- 都は、就労の支援に関する施策の実施状況について公表するとともに、関係機関の意見を聴きながらその実施状況を検証し、施策に反映する。

【財政上の措置】

- 都は、就労の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

全重協（公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会）は、厚生労働省の委託を受けて、障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた取組を実施しており、障害者を多数雇用し、障害者が活躍している企業を障害者活躍企業として認証します。

＜認証を受けた企業＞

- 株式会社テルベ（北海道）
- 北海道はまなす食品株式会社（北海道）
- 株式会社博報堂DYアイ・オー（東京都）
- 第一生命チャレンジ株式会社（東京都）
- 富士ソフト企画株式会社（神奈川県）
- 株式会社ダイキンサンライズ摂津（大阪府）
- 株式会社エスコアハーツ（兵庫県）
- 日本パーソナルセンター株式会社（兵庫県）
- 株式会社川重ハートフルサービス（兵庫県）
- ハウスあいファクトリー株式会社（大阪府）
- 株式会社広島情報シンフォニー（広島県）
- 株式会社リクルートオフィスサポート（東京都）
- 株式会社TDS（東京都）
- リペラル株式会社（東京都）
- シャープ特選工業株式会社（大阪府）
- 株式会社ビジネスプラス（東京都）
- 株式会社JR西日本あいウィル（兵庫県）
- 株式会社JALサンライト（東京都）
- 株式会社スタッフサービス・ビジネスサポート（神奈川県）
- 株式会社ベネッセビジネスメイト（東京都）
- 大東コーポレートサービス株式会社（東京都）
- 株式会社クレール（滋賀県）
- 株式会社特殊衣料（北海道）
- 株式会社ヴィオーラ（茨城県）
- ATUホールディングス株式会社（福岡県）
- 東京海上ビジネスサポート株式会社（東京都）
- 株式会社きると（大阪府）
- 株式会社ゲオビジネスサポート（愛知県）
- 株式会社ドコモ・プラスハーティ（東京都）
- 株式会社スミセイハーモニー（大阪府）
- NTTクラルティ株式会社（東京都）

S M B C グリーンサービス株式会社（千葉県）
コクヨ K ハート株式会社（大阪府）
エム・ユー・ビジネスパートナー株式会社（神奈川県）
有限会社奥進システム（大阪府）
エフピコダックス株式会社（高知県）
株式会社新陽ランドリー（宮城県）
楽天ソシオビジネス株式会社（東京都）
株式会社かんでんエルハート（大阪府）

以上 39 社

※参考

全重協 会員事業所 東京都内

- 1 ※（株）T D S 府中市 情報処理サービス
- 2 （株）アルプス商事 荒川区 貸おしぶり、レンタルマット、衛生商品販売
- 3 ※三井物産ビジネスパートナーズ（株） 千代田区 三井物産（株）の人事総務関連業務の受託
- 4 ※東京都プリプレス・トップパン（株） 板橋区 D T P 制作、ソフトウェア開発
- 5 東急リネン・サプライ（株） 大田区 クリーニング及びリネンサプライ
- 6 ※大東コーポレートサービス（株） 港区 事務作業等の受託業務、印刷業務他
- 7 ※（株）博報堂DYアイ・オー 江東区 経理・ファイリング業務、ソフトウェア開発
- 8 ※（株）大清 足立区 おしぶり、マット等のレンタル及びホームクリーニング
- 9 ※（株）ベネッセビジネスメイト 多摩市 清掃、社内便業務、コピー、総務、マッサージ他
- 10 ※（株）沖ワークウェル 港区 H P 作成、ポスター・デザイン、名刺作成など
- 11 ※リペラル（株） 江戸川区 中古OA機械の販売
- 12 ※東京海上ビジネスサポート（株） 千代田区 書類の作成・発送、データ入力、印刷等
- 13 ※（株）トベ商事 北区 一般、産廃回収処理、再生資源卸売処理業
- 14 第一生命チャレンジド（株） 北区 印刷、書類発送、清掃、喫茶、データ入力
- 15 ※（株）マーノ 豊島区 サービス業（業務受託）事務、スーパーマーケット店内作業等
- 16 （社福）シルヴァーウィング 中央区 特別養護老人ホーム、デイサービスなど
- 17 （株）ドコモ・プラスハーティ 豊島区 ビル清掃業務、障がい者雇用・定着の支援
- 18 楽天ソシオビジネス株式会社 世田谷区 楽天グループ各種アウトソーシング事業
- 19 ぜんち共済株式会社 千代田区 障がい者に特化した保険サービスの提供

事業所名に※印が付いている事業所は障害者優先調達推進法の対象となる事業所

障害者雇用をすすめている事業主の皆様へ

障害者活躍企業を認証します!!

6月1日より
申請受付開始
(8月31日まで)

～障害者雇用をさらに広げ
働きやすい職場づくりをすすめるために～

障害者活躍企業認証事業とは

- 障害者の障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた取組を実施している
- 障害者を多数雇用し障害者が活躍している

こうした企業を、厚生労働省からの委託を受けた全重協（公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会）が障害者活躍企業として認証します。



平成28年度障害者雇用支援月間ポスター一覧図（写真の題
厚生労働大臣賞「いくぞ!チーム！」石川由美子さんの作品）



平成28年度障害者雇用支援月間ポスター一覧図（写真の題
（写真）高齢・障害・女性等雇用支援機関理事長賞「さくら」にいたり（川三木麻さんの作品）

認証のメリット

- 認証状が交付されます。
より一層の障害者雇用に向けて職場の理解
が進みます。
- 認証マークを貴社のパンフレット、ホー
ムページ、名刺等に使用できます。
社会的信用が向上します。
- 全重協のホームページ、事例集等に紹
介されます。
障害者雇用を積極的に取り組んでいることを
アピールし、企業名称や事業内容を含めて
知名度がアップします。

問合せ先

気軽にお問い合わせください



全重協

公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会

Japan Association of Employers of Persons with Severe Disabilities

*全重協（公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会）は重度障害者等を多数雇用する企業の団体です。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目11番11号エクセルビル6階

Tel. +81 (3) 6220 3627 FAX +81 (3) 6220 3628 ホームページ <http://www.zenrikyoku.or.jp/index.html>

障害者活躍企業の認証基準

次の3つの要件を満たしていることが必要です。

- ①障害者の定着支援のための職場環境提供に向けた先進的な取組を実施していること
- ②積極的継続的な障害者雇用を推進していること
- ③障害者が活躍できる企業としての信頼性・社会性を兼ね備えていること

詳細については、障害者活躍企業認証事業（全重協）のホームページをご覧ください。

申請手続きから認証までの流れ

STEP 1 企業からの申請書の提出

- ・申請を希望する企業はインターネットにて申請書をダウンロードし、「障害者活躍企業認証事業」→「2認証を受けるには」の「申請書等の様式」、所要事項を記入の上、全重協へ郵送で申請してください。記載内容の主なものは次のとおりです。
 - (1)障害者の職場定着支援のための取組
 - (2)職場における障害者の活躍についての社内理解促進のための取組
 - (3)障害者のキャリア開発(能力開発、ジョブローテーション等の人材開発)のために実施している取組
 - (4)障害者職場定着推進チーム、ジョブコーチ等による支援の状況
 - (5)外部の支援機関や医療機関等との連携状況
 - (6)障害者雇用に関する社会的貢献等
- ・なお、申請書の記入例も併せて掲載していますので、参考にしてください。
- ・これまでに認証を受けた企業名（39社）も掲載しています。

STEP 2 「障害者活躍企業」の認証

- ・令和元年秋に開催予定の「障害者活躍企業認証事業委員会」（学識者等で構成）において、申請書を審査し、「障害者活躍企業」の認証を決定します。
- ・認証された企業には、「障害者活躍企業認証状」と認証マークが授与されます。
- ・「障害者活躍企業事例集」に掲載する原稿を提出して頂きます。



認証マーク



認証状

STEP 3 「障害者活躍企業事例集」の作成

- ・貴社の取組が「障害者活躍企業事例集」に掲載されます。
- ・事例集は、全重協ホームページに掲載される他、障害者雇用に取り組む企業等に配布されます。
- ・これまでに作成された事例集は、ホームページ「障害者活躍企業認証事業」に掲載しておりますので、閲覧およびダウンロードすることができます。



平成30年度事例集

【障害者活躍企業に関して詳しくはこちらをご覧下さい】

障害者活躍企業認証事業

障害者活躍企業認証基準

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会

障害者活躍企業は以下の 3 つの要件を満たすことが必要です。

- 1 障害者の定着支援のための職場環境提供に向けた先進的な取組を実施していること
- 2 積極的継続的な障害者雇用を推進していること
- 3 障害者が活躍できる企業としての信頼性・社会性を兼ね備えていること

具体的には、以下のとおりです。

- 1 障害者の定着支援のための職場環境提供に向けた先進的な取組を実施していること
 - 職場において障害者に対する定着支援のための取組（柔軟な時間管理・休暇取得、正規・無期転換、障害特性に配慮した福利厚生に関する制度の整備等）が的確に行われていること。
 - 職場における障害者の活躍についての社内理解の促進が図られていること
- 2 積極的継続的な障害者雇用を推進していること
 - 障害者のキャリア開発（能力開発、ジョブローテーション等の人材開発）が積極的に行われていること
 - 障害者を多数雇用していること（※1）
 - 障害者の雇用数が減っていないこと（※2）
- 3 障害者が活躍できる企業としての信頼性・社会性を兼ね備えていること
 - 1) 信頼性について
 - 企業理念等に多様な人材の活用に関する考え方が明記されていること
 - 障害者に対する企業内支援体制が整備されていること（※3）
 - 業績が安定し、内部統制がきちんと行われていること（※4）
 - 2) 社会性について
 - 障害者雇用推進に向けた社会貢献を積極的に行っていていること（※5）

更に具体的な基準としては以下のとおりです。

※1 特例子会社又は障害者多数雇用事業者であること。なお、障害者多数雇用事業者は、1) 障害者の雇用者数が 5 人以上かつ従業員数の 20% 以上であること、及び 2) 雇用障害者数に占める重度身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の合計の割合が 30% 以上という要件を満たすものであること。また、これらの要件に係る「障害者の雇用者数」及び「雇用障害者数」には、障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型事業所に雇用されている障害者を含めないこと。

さらに、これらの要件の確認に当たっては、直近の障害者雇用状況報告書における短時間労働者を除く常用雇用労働者の数と短時間労働者の数の合計数を用いること

(常用雇用労働者数が45.5人未満の場合は、短時間労働者かそれ以外の労働者であるかを問わず、該当する常用雇用労働者数と常用雇用障害者数を用いること)。

※2 過去3か年分の障害者雇用状況報告等で確認した雇用障害者数が減少していないこと(ただし、自己都合退職は除く)。

※3 1) 障害者職業生活相談員の選任義務を履行し、かつ、障害者職場定着推進チーム、ジョブコーチ等による支援を行っていること。また、2) 外部の支援機関や医療機関との連携等、障害者が働き続けるために必要な生活面の配慮が的確に行われていることのすべてが行われていること。

※4 1) 直近3か年において、黒字決算を行っていること(損益計算書の経常収益が黒字となっていること。ただし、赤字が単年度の場合は、そのことに係る事由説明書(税務申告書、注記表、減価償却計算書等)の提出を求め、これを全国重度障害者雇用事業所協会が指定する公認会計士が精査の上、赤字が一時的なものであると認証事業委員会により判断されれば認証を妨げない。) 2) 申請時点において、労働関係法令に関して重大な違反がないこと(労働基準法又は労働安全衛生法違反により書類送検かつ公表となっていること、職業安定法又は労働者派遣法違反により勧告又は是正指導が行われていないこと、労働保険料の滞納がないこと、障害者の法定雇用率を下回っていないこと、高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること等)、3) 直近の事業年度において、月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者がいないこと、4) 公序良俗に反する事業を行っていない等、コンプライアンスが遵守され、社会通念上認証にふさわしくないと判断される問題がないことのすべての要件を満たしていること。

※5 1) 他の事業主に対する雇用管理ノウハウの提供、2) 障害者やその保護者、福祉施設等に対する意識の啓発、就業体験の場の提供、3) ハローワーク、労働局、地方自治体、障害者就労支援機関等への協力、連携等のいずれかを行っていること。



[ホーム](#) > [福祉・健康](#) > [健康](#) > [健康づくり](#) > 「元気な職場づくり応援事業」参加企業を募集

更新日：2019年10月4日

「元気な職場づくり応援事業」参加企業を募集



人手不足や従業員の高齢化などを背景に、中小企業においても従業員の「健康管理」を経営的に捉えて生産性向上や企業価値向上につなげる「健康経営」への関心が高まっており、具体的な取組みを始める企業が増えています。

一方で、「何をしてよいか分からず」、「ノウハウがない」という経営者の声も多かったことから、今回、足立区では、「元気な職場づくり応援事業」として、従業員の健康づくりを経営的な視点から戦略的に実践する企業のサポートを行います。今年度は、モデル事業として、1から2事業所を募集します。

募集内容

- 募集締切：令和元年10月11日（金曜日）
- 募集事業所数：1から2事業所
- 対象：従業員が概ね20人以上の区内中小企業
- 備考：2事業所以上の応募があった場合には、区において選定させていただきます。



「令和元年度 元気な職場づくり応援事業モデル事業申込書」（エクセル；34KB）に必要事項を記載のうえ、こころとからだの健康づくり課 健康経営・協創推進担当まで、FAXまたはメールにて申込書を提出ください。

FAX：03-3880-5602

Eメール：kenkou@city.adachi.tokyo.jp

「令和元年度 元気な職場づくり応援事業モデル事業申込書」（エクセル；34KB）

お問い合わせ

衛生部こころとからだの健康づくり課

電話番号：03-3880-5433

ファックス：03-3880-5602

2 健康寿命延伸の取組み（あだちベジタベライフ）



平成7年度 健康づくり推進員との協働がスタート

平成13年度 健康あだち21行動計画 策定

- ・行政のみならず、区民主体の健康づくりを応援する関係団体、企業に呼びかけ「健康あだち21会議」発足
- ・平成20年度まで健康自主グループが増加

平成23年度 健康あだち21行動計画策定後10年経過

- ・過去10年間の取組みを評価・分析
- ・区民の意識調査と足立区の健康課題を精査し、糖尿病対策に重点を置く
- ・おいしい給食事業で「野菜の日」を制定

平成25年度 糖尿病対策アクションプラン 策定

- ・ボトルネック的課題に位置づけ、区内飲食店に協力を求め「あだちベジタベライフ協力店」を置く
- ・スーパー、飲食店、八百屋等、新しい主体との協働がスタート、野菜が食べやすい環境づくりを推進
- ・北足立市場と協定締結

平成26年度 糖尿病対策アクションプラン 改定

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携による糖尿病対策「プロジェクトU_7」（ヘモグロビンA1cを7%未満に保つ）推進

平成27年度 薬剤師会との重症化予防フォロー事業（薬局でのヘモグロビンA1c測定の結果、糖尿病が疑われる方に医療機関の受診勧奨を実施）がスタート

平成29年度 健康・ヘルシーをキーワードとした食のゾーンが北千住マリイに誕生

- ・足立区食育推進計画とおいしい給食推進事業を一本化。区立保育園で施されている「一口目は野菜から」が小・中学校にも拡大

平成30年度 野菜を食べやすい環境づくりのため、ベジタベライフ協力店の新規開拓を行う

- ・食育月間に合わせベジタベライフ協力店での「売れるベジタベメニュー」を開発する（協創）
- ・より広がりのある事業展開を目指し、民間企業を巻き込む、健康経営の新たな仕組みづくり

協創